高圧ガス販売事業届書（冷凍則）について手引き

１　高圧ガスを販売するためには、都道府県知事に届出が必要です。

　高圧ガスの販売の事業を営もうとする者は，販売所ごとに，事業開始の20日前までに，その旨を県知事に届出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 高圧ガス販売事業届書  （様式第１３） | １ | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 販売計画書 | １ | 下記の項目について具体的に記載してください。   1. 販売の目的 2. 法第２０条の６第１項に定める経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載したもの |
| 消費者への周知文 | １ | 特定のガス[[1]](#footnote-1)※につき、法第２０条の５に定める義務の履践に必要な書面 |
| 販売先保安台帳の様式 | １ |  |
| 容器授受記録簿の様式 | １ |  |
| 販売所位置図・見取図 | １ |  |
| 貯蔵施設の位置及び構造に関する図面（貯蔵施設を有する場合） | １ | 貯蔵施設（設備）を有する場合に限る。  高圧ガスの種類、貯蔵能力並びに貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等された貯蔵設備を用いて高圧ガスを貯蔵する場合に限る。）を明記すること |
| 登記事項証明書または住民票 | １ | 写し可 |

３　手数料

　　不要

４　申請の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第13（第26条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス販売事業届書 | 冷凍 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  | | |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 | | |
| 販売所所在地 | 〒 | | |
| 販売をする高圧ガスの種類 |  | | |

　 年 月 日

代表者 氏名

鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

２ ×印の項は記載しないこと。

1. ※ ①溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素、②在宅酸素療法用の液化酸素、③スクーバダイビング等呼吸用の空気及び④③以外のスクーバダイビング等呼吸用のガス（一般則39条1項）、並びに⑤溶接又は熱切断用、若しくは燃料用の液化石油ガス（液石則40条1項） [↑](#footnote-ref-1)